

火災や盗難に遭った場合（雑損控除）

国や地方公共団体への寄付など特定寄付金を支払った場合（寄付金控除）

所得の少ない方で、原稿料収入などがある場合

サラリーマンの方で年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合

予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった場合

### 特別減税

平成15年分の所得税について、特別減税が実施されます。給与所得者は、年末調整で減税分が精算されていますが、事業所得、不動産所得などがある方、年金受給者、給与所得者で確定申告が必要な方などは、確定申告で精算することになります。

また、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方も、確定申告で精算することになります。

特別減税額＝平成15年分の所得税額×20%（限度額25万円）

お気軽にお問い合わせください

豊橋税務署

☎（0532）52局6201

市役所税務課

☎23局3509

## 確定申告日程表

受付時間▶午前9時～午後4時

月 日	田原市役所	赤羽根支所	
2.16 月	西浦・吉胡・姫見台・光崎・木綿台・吉胡台	/	
17 火	浦		
18 水	東馬草・西馬草・山ノ神・雲明・仁崎		
19 木	豊島		
20 金	大久保		
23 月	六連・谷熊・やぐま台		
24 火	萱町・本町・新町		
25 水	川岸・神戸市場・希望が丘・漆田・赤松・志田・青津・新美		
26 木	芦村・彦田・保井・今方・南・ほとと台・北海道・野田市場		
27 金	波瀬・片浜・白谷		
3. 1 月	一番東・一番西・三番組・四番組・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘		地区別の指定はありません。どなたでも申告できます。
2 火	八軒家・藤七原・鎌田		高松校区
3 水	長上・久美原・浜田・百々・新浜	赤羽根校区	
4 木	大草団地・谷ノ口・東ヶ谷・大草・東赤石・サンコート・南町	若戸校区	
5 金	加治・衣笠・東滝頭・赤石		
8 月	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑するため、できる限り早めに申告をお願いします。		
9 火			
10 水			
11 木			
12 金			
15 月		地区別の指定はありません。どなたでも申告できます。	

### 【お願い】

譲渡所得のある方は、2月18日（水）・19日（木）田原市役所会場でご申告ください。

新たに青色申告を希望される方は、「青色指導の日」2月24日（火）・25日（水）の田原市役所会場でご相談ください。

地区別指定日に都合の悪い方は、申告期間内の都合のよい日にご申告ください。また、市内の方は、どちらの申告会場でも受け付けいたしますのでご利用ください。

収支計算書などの相談や申告についてお分かりにならない方は、税務署および税理士による相談日2月17日（火）～27日（金）をご利用ください。

## 医療費控除など

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師がおむつを使用することが必要であると認められた方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、この控除を受けるのが2年目以降の方は、福祉課でも証明書を発行できます。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定に係る主治医意見書で障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、障害者控除（特別障害者控除）の対象となります。申告には、福祉課で発行する「認定書」が必要ですが、ただし、身体障害者手帳をお持ちの方を除きます。

発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

福祉課（田原福祉センター）

☎23局3217